

工事請負契約書の作成にあたって（建設リサイクル法関係）

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の規定により、一定規模以上の工事(対象建設工事)について、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。
2. 対象建設工事の場合、契約締結する際には、下記の項目について記載した書面を契約書に添付することになります。
  - (1)分別解体等の方法
  - (2)解体工事に要する費用
  - (3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - (4)再資源化等に要する費用
3. 工事請負契約書
  - (1)対象建設工事の場合、上記2. (1)～(4)の項目についての書面の様式（以下「別紙」という。）を契約書といっしょに配布します。
  - (2)工事契約書に別紙、約款をつけて袋とじし、表と裏に割印してください。  
別紙が約款の上になりますので、注意してください。
4. その他
  - (1)契約締結時に、分別解体等の計画等を書面により契約検査課へ提出してください。
  - (2)再資源化が完了したときは設計課に報告書を提出してください。
5. 参考（建設リサイクル法の詳細については八戸市ホームページに載っています。）
  - (1)建設リサイクル法対象建設工事  
下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化が義務付けられます。  
但し、再資源化等することが義務付けられているのは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等に限りです。

対象建設工事の種類	規模の基準	契約書別紙の様式
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上	(建築物に係る解体工事の場合)を使用
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上	(建築物に係る新築工事等の場合)を使用
建築物の修繕・模様替え (リフォーム等)	請負代金 1億円以上(消費税込)	
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金 500万円以上(〃)	(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)を使用

(2)特定建設資材

分別解体等及び再資源化が必要となる特定建設資材は以下のとおり。

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート